

2018年4月介護保険改定で負担は下記のようになります。

診療所における短期入所療養介護・予防介護短期入所療養介護

単位数・他		1日当りの料金	介護保険適応 自己負担 1割/2割/3割
要介護1	809単位 (1日につき)	8,818円	881円/1,763円/2,645円
要介護2	860単位 (1日につき)	9,374円	937円/1,874円/2,812円
要介護3	911単位 (1日につき)	9,929円	992円/1,985円/2,978円
要介護4	961単位 (1日につき)	10,474円	1,047円/2,094円/3,142円
要介護5	1012単位 (1日につき)	11,030円	1,103円/2,206円/3,309円

加算

算定項目	単位数・数	1日当りの料金	介護保険適応 自己負担1割/2割/3割
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6単位 (1日につき)	65円	6円/13円/19円
診療所短期送迎加算	184単位1日につき)	2,005円	200円/401円/601円
診療所短期療養食加算	8単位 (1食につき)	240円(3食分)	8円/17円/26円
緊急短期入所受入加算*1	90単位 (1日につき)	981円	98円/196円/294円

* 1 利用者の状態や家族の状態により、介護支援専門員が短期入所療養介護を受ける必要があると認めていること。居宅サービス計画において計画的に行うことになっていない短期入所療養介護を行っていること。開始した日から起算して7日を限度として加算される。

特定療養費に係る指導管理等

特定療養費の内容	単位数・他	1日当りの料金	介護保険適応時の 自己負担1割/2割/3割
医学情報提供(Ⅰ)	220単位	2200円	220円/440円/660円
医学情報提供(Ⅱ)	290単位	2900円	290円580円/870円
認知症老人入院精神療法	330単位 (1週間につき)	3300円	330円/660円/990円
褥瘡対策指導管理	6単位 (1日につき)	60円	6円/12円/18円
感染対策指導管理	6単位 (1日につき)	60円	6円/12円/18円
重度療養管理*2	123単位 (1日につき)	1230円	123円/246円/369円

* 2 要介護4・5に該当するものに限り、別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、医学的管理の下、短期入所療養介護を行った場合。

(常時頻回の喀痰吸引を実施している、中心静脈注射を実施している状態、人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態、膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度表の4級以上であり、ストーマ処置を実施している状態、経鼻胃管や胃ろうの経腸栄養が行われている状態、褥瘡に対する治療を実施している状態、気管切開が行われている状態のいずれかに該当する状態)